

【農業共済組合の検査】

1 検査の方針

農業共済組合の行う農業共済事業は、国の農業災害対策として実施され、国が、任意共済を除く制度共済について、共済掛金及び組合の事務費の一部を負担して行う公的保険制度であるため、不祥事件発生などの諸課題に対応した検査手法等の整備を図り、農業共済制度が法令等に基づき健全に運営されているか、効率的かつ効果的な検査を行います。

なお、検査の実施に当たり、台風・地震等の自然災害や感染症の流行等が発生した場合には、被害状況等を考慮し柔軟に対応します。

2 検査の重点事項

組合に対し、合法性、合目的性及び合理性の視点から、次の事項について重点的に検査を行います。

(1) 業務運営管理（ガバナンス）態勢

ア 組合長、理事及び理事会による業務運営管理の状況

イ 監事監査及び内部監査による内部けん制機能の状況

(2) 法令等遵守態勢

ア コンプライアンス・プログラムの実践及びコンプライアンス・マニュアルの浸透に向けた取組の状況

イ 前回の常例検査等指摘事項に対する改善の取組の状況

ウ 不祥事件等未然防止のための取組状況

エ 苦情等に対する対応状況

オ 反社会的勢力等との取引排除に係る対応状況

(3) リスク管理態勢

ア 資産管理に係るリスク（信用リスク、市場リスク及び流動性リスク）の管理態勢の状況

イ 業務運営に係るリスク（共済引受リスク、事務リスク及びシステムリスク）の管理態勢の状況

(4) 財務管理態勢

ア 組織体制及び業務執行体制の見直しの状況

イ 業務経費の見直しの状況

ウ 国庫補助対象経費執行の適正化

エ 引当金計上の状況

オ 貸倒引当金の損金処理の状況

カ 余裕金の運用状況

キ 未収金債権の管理状況

(5) 農業共済の加入推進

ア 農業保険の顧客リストの整備状況

イ 個別の加入推進活動の状況

(6) 各共済事業の引受け、掛金徴収、損害評価

ア 法令、定款、事業規程、国通知等に基づく事務の適正化

イ 任意共済事業における加入資格の確認状況

ウ 加入推進態勢の適正化

(7) 共済金の支払

ア 共済金支払事務の適正化

3 検査の種類

	種類	内容
法的根拠による分類	常例検査	法第209条第2項に基づき、毎年1回を常例として行う検査
	随時検査	法第209条第1項に基づき、法令等を守っているかどうかを知る必要があるときにできる検査
	要請検査	法第224条に基づき、随時検査のうち、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認めるときに行う検査
	請求検査	法第209条第3項に基づく組合員の請求による検査
検査実施範囲による分類	全面検査	検査対象組合の全部門について行う検査
	部分検査	特定部門について重点的に検査する必要がある組合に対し、特定部門を対象に実施する検査
	事後確認検査	常例検査、随時検査又は認定検査を実施した組合を対象として検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認する検査

注) 法…農業保険法